平成２７年（フ）第１０９号
名古屋市昭和区南分町３丁目２番地　ジョイフル御器所Ⅱ201号
債務者　市川　新一
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９９号
名古屋市港区正徳町６丁目32番地　鬼頭正徳ビル502号
債務者　大西　政**德**
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１号
京都府亀岡市千代川町小川２丁目17番７号
債務者　吉田由美子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
京都府亀岡市**薭**田野町天川町畑29番地１
債務者　石田　　治
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
大阪府藤井寺市北岡２丁目12番33号　プレジール北岡105号
債務者　浅野　江美
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
大阪府松原市西大塚２丁目７番９号
債務者　中野真太郎
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
堺市堺区協和町２丁73番地　西団地５号館305号
債務者　田畑ひろみ（旧姓後岡）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
堺市中区深井沢町2714番地２
債務者　奥田　真実
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
大阪府富田林市喜志町１丁目８番33号０
債務者　**吉**田　良重
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
高知市福井町3119番地　岡林マンション301
債務者　濱松　良太
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９号
福岡県大牟田市大黒町３丁目18番地１　猿渡アパート６号
債務者　井上　恭子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３０号
福岡県大牟田市新勝立町５丁目40番地９
債務者　中堀　智子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３４号
福岡県大牟田市神田町２番地
債務者　井村真由美
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３５号
福岡県みやま市高田町亀谷1282番地
債務者　藤好　友春
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３７号
福岡県大牟田市大字橘1408番地１　南橘市営住宅４棟103号
債務者　小柳　　修
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第５６号
長崎県長崎市江里町６番12号
債務者　佐藤　和幸
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
山形県天童市東久野本１丁目５番18号　メゾンド松田Ｃ棟205号
債務者　根本　　愛
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
山形地方裁判所民事部